

令和3年度の入札制度等の見直しなどに係るご意見への回答（契約課回答分）

| 番号 | 意見内容（要約）  | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>継続学習（CPD）講習の評価を会社単位にしてほしい。<br/>評価対象期間を各認証団体が定める期間における推奨単位以上としてほしい。</p> | <p>公共工事の品質確保の取組を進めるに当たり、工事現場に配置される技術者の能力も重要な要素であるため、会社単位ではなく、配置技術者個人の継続学習（CPD）の取組状況の評価することとしております。</p> <p>技術者の継続学習（CPD）の取組状況につきましては、新しい技術情報等に基づく継続学習の状況の評価することとしているため、前年度の2月1日から公告日までの任意の日から1年前の間の継続学習（CPD）に対する取組状況の評価対象としております。</p> |
| 2  | <p>総合評価方式の入札に係る「過去2年間の指名停止措置の有無」の項目について、廃止、または期間の短縮を検討してほしい。</p>          | <p>総合評価方式の評価項目につきましては、競争性の確保等に留意し、総合的に検討の上、設定しております。</p> <p>入札制度につきましては、適時、見直しを行っておりますので、他市の状況も確認し研究してまいります。</p>   |

| 番号 | 意見内容（要約）  | 回答  |
|----|---|---|
| 3  | <p>入札に関する事項について問合せをした場合、適切な説明をしてほしい。</p> <p>また、入札に関する情報はわかりやすい文書で公表してほしい。</p> | <p>入札契約に関する事項の質問等につきましては、今後とも丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>また、提供可能な情報につきましては、市のホームページ等で公表いたします。</p>                                  |
| 4  | <p>要綱、マニュアル等について、問合せ窓口の記載と整理したQ&amp;Aの掲載をしてほしい。</p>                           | <p>問合せ窓口など提供可能な情報につきましては、市のホームページ等で公表いたします。</p> <p>また、Q&amp;Aにつきましては、現在ホームページ掲載済みのものに適宜追加を行ってまいります。</p>                       |
| 5  | <p>記名押印と記載された契約書に署名押印を求められたが、その必要はあるのか。</p>                                   | <p>地方自治法第234条第5項の規定により地方公共団体が契約につき「契約書」を作成する場合には、契約の相手方とともに「契約書」に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされているのみであり、署名押印でなければならない理由はありません。</p> |